

表 1 一般送配電事業者及び送電事業者が公開する系統情報及び公開の手段、時期

情報項目	公開の手段	公開時期
(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	都度
(b) 系統の空容量等に関する情報 ・系統の空容量等に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※1）	一般送配電事業者のウェブサイト	同上
(c) 流通設備計画 ・流通設備建設計画（※2）	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	同上
(d) 需要及び送配電に関する情報（※3） ・地点別需要、系統潮流実績（変電所単位かつ1時間単位） ・系統構成、予想潮流（1年度目、5年度目） ・送電線の投資・廃止計画（10年間） ・送電線の作業停止計画（年間計画2年分、過去計画1年分以上）（※4） ・送変電設備のインピーダンス（ループ系統のみ）	一般送配電事業者のウェブサイト	1年毎
(e) 電源の開示に係る情報提供の対応状況に関する情報 ・発電設備等毎に情報提供の対応状況を明示した送電系統図（発電設備等の名称は除く）	同上	同上
(f) 需給関連情報（需給予想） ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日18時頃 当日：当日9時頃
(g) 需給関連情報（電力使用状況） ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日（※5）の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度
(h) 需給関連情報（需給実績） ・供給区域の需要実績（1時間値） ・供給区域の供給実績（電源種別、1時間値）	同上	1か月毎

(i) 再生可能エネルギーの接続・申込状況に関する情報 (※ 6) ・ 太陽光発電の接続・申込状況 (※ 7) (※ 8) ・ 風力発電の接続・申込状況 (※ 8) ・ バイオマス発電の接続・申込状況 ・ 水力発電 (揚水を除く) の接続・申込状況 ・ 地熱発電の接続・申込状況	同上	1 か月毎
(j) 再生可能エネルギーの出力抑制の実施状況に関する 情報 (※ 9) ・ 出力抑制が行われた日、時間帯 ・ その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・ 理由 (「下げ調整力不足」などの要因)	同上	出力抑制が行 われた日の属 する月の翌月

(※ 1) 系統情報ガイドラインによる。

(※ 2) 最新の供給計画において記載されているものとする。

(※ 3) 1 5 4 キロボルト以上の系統について公開する。沖縄エリアについては 1 3 2 キロボルトとする。1 5 4 キロボルト未満の地点別の需要及び潮流については、変圧器 2 次側母線単位で集約する。

(※ 4) 一般送配電事業者の中には、過去計画については紙面でしか管理していない会社もあり、実務を勘案し、令和元年の運用開始当初は半年分以上とする。

(※ 5) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

(※ 6) 接続検討申込量、接続契約申込及び連系承諾済の合計量、接続済の量

(※ 7) 1 0 キロワット未満と 1 0 キロワット以上に区分する。

(※ 8) 指定電気事業者である一般送配電事業者のエリアにおいては、指定ルール事業者のみ無制限・無補償の制御となるため接続契約申込及び連系承諾済の合計量、接続済の量の内訳として指定ルール (無制限・無補償) の量を掲載。

(※ 9) 公開する事項は、F I T 法施行規則 (平成 2 4 年 6 月 1 8 日経済産業省令第 4 6 号)」に準ずる。

(注) 送電事業者は、(a) 及び (c) のみを公開するものとする。但し、(a) については系統運用ルールを除く。

表2 一般送配電事業者が開示請求者の請求に応じて開示する系統情報及び
開示の手段、時期

情報項目	開示手段	更新時期
(a) 発電出力実績に関する情報(※1)(※2)(※3) ・ 発電出力実績：1時間毎（匿名、系統構成とセット） ・ 電源種 ・ 発電機単位の設備容量・LFC幅・最低出力・変化速度 ・ 発電所単位の運用制約（燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約）	開示請求者(※4)(※5)と一般送配電事業者(※6)間において、秘密保持契約を締結のうえ開示	年度毎
(b) 電源の新設・停止・廃止計画に関する情報(※1) ・ 電源の新設・停止・廃止計画	同上	同上

(※1) 原則、66キロボルト以上の系統に接続する電源を対象とする。66キロボルト以上154キロボルト（沖縄エリアについては132キロボルト）未満の系統に接続する電源に関する情報を開示する場合、具体的な系統構成上の立地は明らかにしない。

(※2) 対象期間は、過去1年度分とする。

(※3) 開示請求のタイミングは、運転開始前：1回、運転開始後：毎年度1回まで

(※4) 開示請求者は、ある程度の事業の蓋然性が高まったと考えられる接続検討申込みをしたことを条件とする。

(※5) 開示請求者は、開示請求の都度、一般送配電事業者において別途定める一定の手数料を開示主体である一般送配電事業者に支払う。

(※6) 具体的には、一般送配電事業者の情報公表等ルールで定める。

(注) 表1の(d)及び(e)で公開しているものは除く。

表3 一般送配電事業者及び送電事業者が個々の要請に応じて提示する系統情報及び提示の手段、時期

情報項目	提示手段	提示時期
(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	一般送配電事業者の送電サービスセンター等(※1)への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明	都度
(b) 系統アクセス情報(特別高圧) ・地内系統(連系線を除く一般送配電事業者が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。)の送電系統図(送電線、変圧器等の容量を含む。)(但し、表1(b)(c)により公開する情報を除く。) ・地内系統の潮流図(予想及び実績) ・地内系統の設備定数(送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画(但し、表1(c)により公開する情報を除く。) ・地内系統の作業停止計画(計画及び実績) ・地内系統の停電実績(但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公開する情報を除く。)	一般送配電事業者の送電サービスセンター等(※1)の店頭での閲覧(※2)、または、問合せに応じ、個別に示し、説明	同上
(c) 系統アクセス情報(高圧) ・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。)の潮流(予想及び実績) ・希望配電線の設備定数(配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績(但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公開する情報を除く。)	同上	同上

(※1) 具体的には、一般送配電事業者及び送電事業者の情報公表ルールで定める。

(※2) 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。